

1. 件名：リサイクル燃料貯蔵（株）使用済燃料貯蔵施設に係る使用前事業者検査についての面談

2. 日時：令和4年10月5日（水）13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

リサイクル燃料貯蔵（株）赤坂常務取締役 他10名

5. 要旨

○リサイクル燃料貯蔵（株）（以下「事業者」という。）から、使用済燃料貯蔵施設に係る金属キャスクの使用前事業者検査について、資料に基づき説明があった。

- ・使用済燃料貯蔵施設へ初回に搬入する金属キャスクに係る使用前事業者検査の実施及び使用前確認と並行して、その後に搬入する2基目以降の金属キャスクの製造、使用前事業者検査を行うことを考えている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・複数の金属キャスクの製造と使用前事業者検査実施を計画していることは理解した。
- ・使用前事業者検査は、試験使用承認の対象となる金属キャスクが決まるまでは、複数基を対象に使用前事業者検査を実施して支障ない。
- ・そのためには、実施を予定している全ての使用前事業者検査の工程を使用前確認申請書に記載する必要がある。申請書の内容を変更する際には、員数に関する記載は、設計及び工事の計画の認可の記載内容に合わせること。
- ・使用前確認証の交付の対象となる金属キャスクは、令和4年4月27日の面談で伝えたとおり、使用済燃料貯蔵施設への初回搬入分であることから、その内容を使用前確認申請書に反映すること。
- ・試験使用承認を受ける金属キャスクは、令和4年8月26日の面談時の資料に示されたとおり、初回搬入分を対象とすること。
- ・今回の面談結果を踏まえ、速やかに変更の内容を説明する書類を提出すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料：リサイクル燃料備蓄センターの検査の進め方について

以上